**一宮町市民農園**

**○趣旨**

**町では農業者以外の方が野菜や花等の栽培を通して自然に触れ合ってもらうため、市民農園を開設しました。土と親しみながら季節の野菜を育ててみませんか。**

**○場所　　　　　７区－１　県営住宅北側（裏面参照）**

**○区画数　　　　３５区画（１区画　５０㎡）**

**○貸付条件　　　１世帯１区画（原則）　※町内外在住は問いません。**

**○貸付期間　　　１年間（毎年４月１日～３月３１日）**

**○使用料　　　　１年間　６，２８０円**

**１ヵ月　　　５３０円**

**○申込方法　　　産業観光課にある農園借受申込書に記入し提出してください。申込書は一宮町ホームページにも掲載しています。**

**※現住所が確認できる書類を添付してください。**

**空き区画がある場合は、随時受付します。**

**利用上の注意**

**◎禁止事項（一宮町市民農園設置管理条例施行規則第４条第２項　抜粋）**

**(1)建物及び工作物を設置すること。**

**(2)営利を目的として作物を栽培すること。**

**(3)貸付農地を第三者に転貸すること。**

**(4)果樹、植木等多年生作物を栽培すること。**

**(5)トマトを栽培すること。（伝染病予防）**

**(6)定められた使用区画外に私物等がはみ出している。**

**※上記の禁止事項などを守れない場合は貸付けを取り消す**

**ことがあります。**

**◎注意事項　　　市民農園内での事故・怪我及び盗難や紛失、破損については、町では一切責任を負いませんのでご了承ください。**

**◎利用中止　　　　貸付期間中に農園を利用できなくなった場合は、**

**「一宮町市民農園利用中止届出書」を提出してください。**

**◎使用料の不還付　貸付けの取り消しや利用中止の場合、使用料は原則として還付しません。**

**◎維持管理　　　　(1)園内にゴミ箱はありませんので、ゴミの処理は各自でお願いします。野菜くずは残菜捨て場に捨ててください。**

**(2)使用区画及びその周囲の通路の除草を各自で行い、病害虫が発生しないよう、常に良好な環境の保全をお願いします。**

**◎その他　　　　　(1)農具、資材等は各自で用意してください。農具収納庫はありません。（自身の区画内にて管理してください。）**

**(2)火気の使用は禁止です。他の利用者に迷惑のかかる行為は慎んでください。**

**(３)使用を終了する場合及び貸付期間が終了する場合は、作**

**物や私物を撤去し、必ず貸付農地を除草・整地したうえ**

**で町に返還してください。**

**【連絡先】**

**一宮町 産業観光課 農業振興係**

**TEL　０４７５－４２－１４２８**

**FAX　０４７５－４０－１０７５**

**e-mail:**sankan@town.ichinomiya.chiba.jp****

**一宮町市民農園**

**一宮町市民農園**